

# 愛知県立緑丘高等学校部活動に係る活動方針

令和7年4月

## 1 目標

- (1) 学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、豊かな人間性を育てる。
- (4) 顧問の適切な指導の下に部活動に主体的に取り組む生徒を育てる。

## 2 本年度の部活動について

### (1) 活動時間及び日数について

#### ア 活動時間及び活動期間

- ・学期中：平日：**2時間程度**、週休日等：**3時間程度**（練習試合や大会等を除く）
- ・長期休業中：**3時間程度**（練習試合や大会等を除く）
- ・夏時刻（4月～10月）部活動終了時刻：午後6時30分 最終下校時刻：午後7時00分  
冬時刻（11月～3月）部活動終了時刻：午後6時00分 最終下校時刻：午後6時30分

#### イ 休養日

- ・**平日1日以上、週休日等1日以上の週2日以上**とする。

なお、大会への参加等により週末に活動する場合は、代替え休養日の確保に努める。ハイシーズン、オフシーズンを踏まえ、年間で調整する。

#### ウ その他

- ・定期考查1週間前（土日含む）から考查中（最終日を除く）は部活動を行わない。  
考查終了後2週間以内に大会等がある場合は、活動許可願いを提出し1時間程度の活動を行うことができる。
- ・年末年始（12/29～1/3）は活動を行わない。
- ・夏季学校閉学日は活動を行わない。大会等がある場合は、活動許可願いを提出すること。

### (2) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ア 愛知県高等学校体育連盟・高等学校野球連盟・高等学校文化連盟が主催、共催の大会とする。
- イ その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

## 3 部活動運営について

### (1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導を徹底する。

### (2) 保護者との連携

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことのできない大切なことである。顧問として基本方針・活動計画・活動時間等は、本校の学校行事や大会日程を考慮し、年間及び月間の計画を立て生徒・保護者に示し周知する。また、練習内容は生徒の健康状態を観察しながら、適切な内容と実施時間で行う。

### (3) その他

部活動に係る活動方針については、年度途中に検討し、変更することもある。